

●自己負担限度額（月額 ※1）

令和4年10月以降の額

負担区分			自己負担限度額 ※2	
			個人の限度額（外来のみ）	世帯の限度額（外来+入院）
現役並み所得	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当 140,100円>	
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当 93,000円>	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当 44,400円>	
一般Ⅱ ※3			18,000円または {6,000円 + (医療費 - 30,000円) × 10%} の低い方 ※4	57,600円 <多数該当 44,400円>
一般Ⅰ			18,000円 ※4	
区分Ⅱ ※5			8,000円	24,600円
区分Ⅰ ※6				15,000円

※1 月の途中で75歳になり、後期高齢者医療制度に加入した方（1日生まれの方は除く）は、誕生月の自己負担限度額がこの表の2分の1になります。

※2 診療月を含め過去12か月に3回以上、世帯の限度額（外来+入院）の支給対象となっている場合は、4回目以降の世帯の限度額（外来+入院）の自己負担限度額は< >内の金額（多数該当）となります。

※3 令和4年10月から3年間は、2割負担となる方の外来診療における1カ月の窓口負担の増加額を3,000円までに、抑える配慮措置が適用されます。

同一医療機関においては、上限額以上支払う必要はなく、複数医療機関における負担額の増加額の合計が3,000円を超えた場合は、高額療養費として後日払い戻します。

※4 年間（8月から翌年7月まで）144,000円を上限とします。

※5 世帯員全員が住民税非課税である方で、区分Ⅰに該当しない方です。

※6 世帯員全員が住民税非課税である方のうち、世帯全員が損益通算、純損失・雑損失の繰越控除適用後の各所得金額が全て0円の方（世帯の方で給与所得のある方はその方の給与所得から10万円を控除した金額（その金額が0円を下回るときは0円）とし、公的年金は控除額を80万円で計算）及び老齢福祉年金受給者である方です。